

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年7月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 建設機械と即時取得



2 | 新型コロナウイルス感染症と個人債務の整理手続 ー自然災害ガイドラインの新型コロナウイルス特則をご存知ですかー



建設機械と即時取得

若杉洋一
Yoichi WakasugiPROFILEはこちら 

1 考察

建設土木作業に用いられる建機・重機(以下「建設機械」という。)には比較的高額のものが多い。資金繰りに窮した建設機械の使用者が、リース物件や所有権が留保された物件であるにもかかわらず、資金を得るために、事情を秘匿して建設機械を第三者に売却することがある。このような場合に、真の所有者から返還を請求された当該第三者が、建設機械の即時取得を主張して争う事案が見受けられる。

即時取得が認められるためには、平穩、かつ公然と、取引行為によって占有を始めることに加えて、前主の無権限につき善意・無過失であることが必要であるところ(民法192条)、建設機械の即時取得が主張される事案では、過失の有無が争点となることが多い。

今回ご紹介する仙台高裁R2.8.6判決(金融商事判例1607号51頁。以下「本判決」という。)も、建設機械であるクラッシュャー、ショベルに対する即時取得の成否に関し、過失の有無が争点となった事案である。詳細は本文2項乃至4項に記載したとおりである。

本判決の原審である福島地裁いわき支部R2.1.10判決(金融商事判例1607号56頁)は、建設機械の取引であることをもって、譲受人において、通常の動産取引とは異なる注意義務や調査義務を負うと解することはできないとして、本件各物件にはその所有権が留保されていることを示すペイントやプレート等はなく、その外観から占有者以外の者が所有していることを認識することはできないこと等から、占有者の権限を疑うべき状況にあったとは言えず、占有者の権限を信じたことについて過失は認められないとして即時取得を認めた。

これに対し控訴審である本判決は、建設機械は、その価格が高額であって、その売買は所有権留保の割賦販売の方法

によることが取引の通例であるため、占有者が当該機械の所有権を確定的に取得していないことが多く、日常的に建設機械を取り扱う建設業者は、所有権取得の経緯や割賦販売である場合にはその債務が完済されているか否か等を確認するなどの調査確認義務を負うところ、本件取引は、リースや割賦販売によることが大半であるとされる中であってほぼ新品に近い建設機械2台を1億円近い代金を支払って購入するという異例なものである上、不自然かつ不合理な点が多く、譲受人は、占有者が権限を有しないことを知っていたか、これを有すると信じたことについて重大な過失があったというほかなく、即時取得する余地はないと判断した。

他の裁判例についてみると、建設機械の即時取得が争点となった判決で、ここ5年以内に言い渡されたものが4件見つかった。各判決の概要は本文5項記載のとおりであり、いずれも、前主に権限ありと信じるについて過失があるとして即時取得を認めていない。

いずれの事案も、古物商や車両・建設機械の売買等を業とする者が即時取得を主張したものであるところ、建設機械の取引にはリースや割賦販売が多く、割賦販売の場合には代金完済まで売主に所有権が留保されていることが多いこと、また、建設機械の売買等を業とする者はそのことを認識していると認定されている。

そして、製造からの経過期間が比較的浅いこと、又は建設機械の製造番号プレート付近等に所有者を記載したシールが貼られている若しくはシールが貼られていた跡があること等から、前主が当該建設機械の所有権を有していないことを疑うべきであったと判断されている。

本判決も、高額な建設機械の取引には割賦販売が通例で、占有者が所有権を確定的に取得していないことが多いこと、

建設機械はいずれも代金4000万円を超える高額な物件であり、かつ製造から2年半又は数か月しかたっていないことから、建設機械の占有者が所有権を確定的に取得していないことが多いことを認識している建設業者である譲受人は、割賦販売で代金は完済されておらず所有権が留保されている可能性が高いことを疑って調査確認すべきであったと判断した。本判決は、この点において近時の裁判例と同じ枠組みの判断をしている。

但し、本判決は単に譲受人に過失ありとは判断していない。もともと型番・シリアル番号まで特定した建設機械の売買契約を締結したのに、都合によりそれらを引き渡すことができなくなったという売主(占有者)からの申入れであるにもかかわらず、譲受人は、売買の目的物を本件各物件に差し替えることを了承し、契約書を取り交わすこともなく、占有者から自らが建設機械の所有者であることを誓約する書面が交付される前に代金を支払っている点において、本件取引は不自然かつ不合理であるとして、(それでも占有者の権限を調査しなかった)譲受人には、占有者の無権限につき悪意又は善意重過失であると踏み込んだ判断をしている。

建設機械については、一般社団法人日本建設機械工業会(平成2年4月に社団法人日本産業機械工業会から分離)が統一譲渡証明書制度¹を設けている。これは、本判決にも触れられているように、建設機械の商取引には所有権留保特約付きのものが多く、建設機械の不正転売等を防止する必要に迫られて創設されたものである。この制度が1971年(昭和46年)に創設されたものであることからすると、建設機械の取引にはリースや割賦販売が多く、割賦販売の場合には代金完済まで売主に所有権が留保されていることが多いという事態はずいぶん昔から存在したものである。

古い裁判例の中には、建設機械に担保を設定し又は融資のために買い受ける金融業者は、当該機械が、新品又は製造

から2~3年以内の場合、割賦期間が長期にわたることが予想される1000万円を超えるような高価品の場合等、割賦金の支払いを完了していないことが予想される場合には前主に所有権留保の義務が課されるが、それ以外の場合にまで常に調査義務を負わせるのは酷であるとして、過失を否定し、即時取得を認めたものがある(福岡高裁昭和59年3月21日判決・判例タイムス527号111頁)。この裁判例は即時取得を認めたが、あてはめが異なるだけであり、建設機械の取引にかかる特殊性の理解としては本判決と同様と思われる。

なお、原審が本判決と結論を異にしたのは、判決文から明らかのように、建設機械の取引にかかる特殊性が認定されず、民法188条の推定を覆すような経験則が認められなかったことが理由である。

2 事案の概要

(1) 当事者

控訴人(原告X)は、土木建設機械等の売買等を営む株式会社

被控訴人(被告Y1)は、とび、土工業等を営む株式会社

被控訴人(被告Y2)は、解体工事業等を営む株式会社

(2) 請求

Xは、クラッシャー及びショベルの所有者として、クラッシャーを占有するY1に対しその引渡と賃料相当損害金を、ショベルを占有するY2に対しその引渡と賃料相当損害金を請求した。

(3) 事実

① H27.6.16、Xは、Aに対し、ショベルを、割賦で売却し所有権を留保して引き渡した。

② H29.7.25、Xは、Aの関連会社であるaに対し、クラッシャーを、割賦で売却し所有権を留保して引き渡した。

1:統一譲渡証明書については <http://www.cema.or.jp/general/manual/toituijyoto.html> を参照のこと

- ③ H29.10.13、Y1は、Aとの間で、ジョークラッシャー1台4000万円、ショベル2台4900万円、ショベルアタッチメント750万円でAから購入する契約を締結した。
- ④ その後、AはY1に対し、上記売買契約の目的たる重機を、都合により引き渡すことができなくなったので、同種の重機を引き渡す内容に変更してほしいと申し入れた。Y1は年明けから予定されているY2の解体工事に支障が出るのを避けるため、これに応じた。AとY1は、売買の目的物を、本件クラッシャー1台と本件ショベル1台に変更し、残るショベル1台は追って定める別のものを引き渡すことに合意した。
- ⑤ H29.11.27、a社はクラッシャーの分割金の、A社はショベルの分割金の支払いを怠った。
- ⑥ H29.11.30付けでY1の代表者個人がA名義の預金口座に8000万円を送金した。
- ⑦ H29.12.12、AはY1に対し、クラッシャーとショベルについて、譲渡証明書兼誓約書(H29.12.12に譲渡された本件各物件が、盗品・リース物件・所有権留保物件その他の理由により、第三者に所有権・担保権・債権の無いことをAにおいて十分に調査・確認した上で、譲渡するものとする内容)を交付した。
- ⑧ H29.12下旬、AからY1に対し、クラッシャー、ショベル、ショベルアタッチメントが引き渡された。Y1はクラッシャーを自ら占有し使用し、ショベルをY2に賃貸し引き渡した。
- ⑨ H29.12.26、Aは民事再生を申し立てた。

3 原審(福島地裁いわき支部R2.1.10判決・金融商事判例1607号56頁)

占有者とその処分権限を有する者が一致しない例があるとしても、こうした例が建設機械全体に対してどの程度存するかは明らかではなく、通常の動産取引の場合と質的に異なるといえるほどの経験則までは認めがたい。

統一譲渡証明書が、建設機械の取引において、占有に代わ

るような公示機能を持つに至っているとまでは認めがたく、建設機械の譲受人において、当然に統一譲渡証明書の確認をすべき義務があるとはいえない。

そうすると、建設機械の取引であることをもって、直ちに譲受人において、通常の動産取引とは異なる注意義務や調査義務を負うと解することはできない。

①本件各物件にはその所有権が留保されていることを示すペイントやプレート等はなく、その外観から占有者以外の者が所有していることを認識することはできないこと、②Y1は、本件各物件を譲り受けるに当たって、A自身が作成したものではあるものの、第三者に所有権等がないことを調査・確認したことなどを誓約する旨の重機譲渡証明書兼誓約書の交付を受けていること、③Y1が従前のAとの取引において、目的物の帰属や権限をめぐる紛争となったという事情は認められないこと、④Y1とAとが、一般的な取引先という関係を超えて、その内部事情等を知り得るような特別な関係にあったといえる事情も見受けられないことを考慮すると、Y1においてその取引につきAが処分権限を有することを疑うべき状況にあったとはいえず、Y1が本件各物件の所有者をAと信じたことについて過失があったとは認められない。

4 本判決(仙台高裁R2.8.6判決・金融商事判例1607号51頁)

(1) 建設機械は、その価格が高額であって、その売買は所有権留保の割賦販売の方法によることが取引の通例であるため、占有者が当該機械の所有権を確定的に取得していないことが多いが、建設機械は誰もが自由に買受けしようとするものではなく、これを入手しようとする者は転売目的の販売業者・ブローカー・自己使用目的の建設業者・担保目的の古物商・質商・金融業者などがその主なものである。これらの者は専門業者として、建設機械の売買は所有権留保の割賦販売方式によるのが通例であることを当然に知しているといえるから、これらの者が製造業者や

指定販売会社以外の者から建設機械を買い受けるにあたっては、当該機械の売主がその所有者であるか否かについて調査確認をなすべき義務を負うというべきである。

このことは、社団法人日本産業機械工業会加盟の建設機械メーカー各社が、建設機械の商取引は、長期にわたる割賦販売が多く、かつ代金完済時まで、その機械の所有権を売主に留保する所有権留保の契約の取引が多いという建設機械取引の実情を踏まえて、建設機械の所有者が第三者の所有権の所在を示し、不正転売等を防止する必要に迫られ、統一譲渡証明書制度を創設して今日に至っていることなどからしても明らかというべきである。

Y1は、日常的に建設機械を取り扱う建設業者であるから、Aから本件各物件の譲渡を受けるに当たり、別紙の写真のとおり重機であり、見るからに高価な建設機械である本件各物件について、Aの所有権取得の経緯や割賦販売である場合にはその債務が完済されているか否かについて、割賦販売契約書、代金領収書等の裏付け資料の有無、その内容を自ら調査するほか、統一譲渡証明書の発行の有無についても確認し、Aの前主である(略)Xに対してAの残債の有無を確認するなどの調査確認義務があるのは、取引社会の常識に照らして明白と言
うべきである。

(2) Y1がAから買入れをしようとした中古の建設機械は、型番のみならず、シリアル番号まで記載されており、目的物が具体的に特定されている。にもかかわらず、ショベル用アタッチメント以外の3台もの建設機械が都合により引き渡すことができなくなったというのは極めて不自然である。

Y1は同種の建設機械であれば不都合は生じないと主張するが、製造業者が異なり、その性能や機能に違いがあり、5000万円を超える建設機械を購入するというのに、

そうした点に配慮しないまま購入対象となる建設機械の変更に応じるとは考え難い。

新たな見積書も発行されず、売買契約書等も取り交されぬまま(その結果、本件各物件の引渡時期も、売買代金の支払いの時期や方法等も判然としない。)、当初購入予定の建設機械のうち3台を引渡し不能になったという取引上の信用が疑われるAから1億円近い建設機械を買うといったハイリスクの取引をするといったことは考えられない。

Y1は、Aに代金を支払った証拠として、H29.11.30付けでY1の代表者個人がA名義の預金口座に8000万円を送金した旨の振込受付書等を提出する。しかし、本件各物件の引渡も受けておらず、しかも、Y1がAを信用した基礎の一つとする重機譲渡証明書兼誓約書も受領しないうちに、当初予定されていた建設機械を引き渡すことができなくなったというAに8000万円もの代金を振り込んで支払うとは到底考えられない。

Y1が主張するAとの取引は、建設機械についてはリースや割賦販売によることが大半であるとされる中であってほぼ新品に近い建設機械2台を1億円近い代金を支払って購入するという異例なものである上、取引の経緯についても、上記のとおり、不自然かつ不合理な点が多く、Y1が取引行為により本件各物件の引渡しを受けたとは思われず、Y1は、Aが本件各物件の譲渡権限を有しないことを知っていたか、これを有すると信じたことについて重大な過失があったというほかはない。Y1が本件各物件を即時取得する余地はないというべきである。

5 その他の裁判例

(1) 東京地裁R2.3.23(金融法務事情2161号77頁)

建設機械の商取引は、リース契約又は長期にわたる割賦販売が多く、かつ、割賦販売の場合、代金完済時まで、当該機械の所有権を売主に留保する所有権留保特約付きの契約で

あることが多いとされるところ、本件各機械は、いずれも売買代金が1000万円を超える相当高額な建設機械であったのであるから、古物商として相当期間の営業経験を有する被告は、本件各機械について、Aがリース契約又は長期にわたる割賦販売を利用していることを認識していたものと認められる。

本件各売買の売買価格は、国内の取引価格より1~2割程度安いものであったところ、中古の建設機械については、取引市場が相当程度に整備されているのであるから、Aが正常な取引により本件各機械の完全な所有権を取得しながら、あえて国内の取引価格より安い価格で被告に多数の建設機械を売却すべき合理的な理由は見出しがたい。被告は本件各機械の具体的な国内の取引価格まで認識していたかはともかく、本件各売買の売買価格が国内の取引価格よりも安いことを認識していたのであるから、この点は、被告において、Aが本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといえることができる。

被告は過去に、所有者がリース会社であることを示すシールが製造番号のプレート付近に貼付された状態の建設機械を購入した経験があり、被告の中古の建設機械の取引経験に照らしても、建設機械には製造番号のプレート付近に所有者が誰であることを示すシールが貼付されることがあることについては十分に認識していたと認められる。売買当時、各機械の操縦席の前方下部の製造番号プレートの下には、原告が所有者であることを示すシールがあること又はシールをはがした跡があることを認識していたのであるから、この点は、被告において、Aが本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといえることができる。

その他、被告とAとの売買が急増する中、国内の取引価格より安価な本件各売買が続いていたこと、被告が(一部の)機械の引渡しを受ける前の時点で、Aが被告に売却した別件ブルドーザーについて引き渡しを受けられない事態が生じていたことを併せ考慮すると、被告はAから本件各機械の引渡しを受ける時点で、Aが本件各機械の所有権を有しているかにつ

いて疑念を抱くべきであったといえることができる。

(2) 東京地裁R1.6.12判決(Westlaw)

高額な新車の建設機械についてはリース契約等が利用される割合が高く、そのことは中古建設機械の売買等を業とする被告も認識していたと認められる。

本件機械は、本件売買時、製造から約1年5か月しか経過しておらず、新車時のリース料総額が1749万円・本件売買代金が1620万円と高額な建設機械であるから、被告においては、本件機械についてリース契約等が利用されたことを認識していたと推測される。

本件機械の製造時期・価格を前提とすると、被告としては、本件売買に当たって、(前主)Aが本件機械をリース契約等で購入していないかどうか、リース期間や残リース料の有無(割賦販売であれば残債務の有無)について、Aに説明及び同説明を裏付ける契約書等の資料の提供を求め、又はメーカーに問い合わせる等して、Aからの説明内容を客観的な資料に基づいて確認すべき義務があるといえるべきである。

(3) 東京地裁H30.9.18判決(Westlaw)

建設機械の売買契約は所有権留保特約付きの割賦販売契約によることが取引の通例となっており、このことは本件油圧ショベルのような1台の単価が360万円程度の建設機械についても異なるところはないといえる。

中古建設機械の売買を業とする者は、建設機械が所有権留保特約付きで売却される可能性が高いことや、建設機械が売買される際にはメーカーの発行する譲渡証明書を付けて取引されることを了知している。

本件油圧ショベルは製造から2年程度の比較的新しい機械であることから、所有権が留保されているという事態も十分想定されるところである。

被告は、本件油圧ショベルを買い受けるに当たり、所有権留保の有無及び残債務の有無について客観的資料をもって確

認したり、譲渡証明書を確認する又は製造業者は販売店に問い合わせるなどして、本件油圧ショベルの所有権の所在を調査する義務を負っていたというべきである。

(4) 東京地裁H29.10.30判決(判例秘書)

本件ショベルの車体外部側面及び内部運転席下部には、本件ショベルが割賦販売物件であり、所有者は原告であることや、割賦弁済終了日が平成32年9月27日であることなどが記載されたシールが貼付されていることから、被告は本件ショベルの引渡を受ける際に、本件ショベルの所有者が原告であることを容易に認識しえた。

また証拠によれば、高額な建設機械の商取引においては長期の割賦販売の方式が利用され、代金完済までの間は売主に所有権が留保されることが多い事実が認められる。そして、被告は、車両及び荷役機械等の販売、レンタル及びリース業等を目的とする株式会社であることからすれば、本件ショベルのような高額(税込み約1111万円)の建設機械の商取引において所有権留保特約付きの割賦販売方式が利用されることが多いという事情を知悉していたと考えられる。

それにもかかわらず、被告が本件ショベルの譲渡を受けるに当たり、本件ショベルの所有者や代金完済の有無について確認するなどした事情は窺われない。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

新型コロナウイルス感染症と個人債務の整理手続

ー 自然災害ガイドラインの新型コロナウイルス特則をご存知ですかー

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



1 新型コロナウイルスの影響を受けた個人の債務整理の新たな手法

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大は、ワクチンの接種開始により改善が期待されるものの、いまなお収束を見ていません。我が国においても、令和3年6月30日現在、新型コロナワクチンの接種回数は約4491万回で、2回目の接種が完了した方の割合は約8%にとどまっております¹、飲食業をはじめ、多くの業種で今なお新型コロナウイルスの影響が出ています。

このような状況の中、事業や雇用、生活を守るための各種の公的支援制度が行われていますが²、新型コロナウイルスの影響を受けて住宅ローンや事業性ローンなどの個人債務の返済に窮する個人の方が生活や事業を立て直すためには、債権者との任意の協議や特定調停手続(本稿でご説明する特則によらない手続)によって解決が図れない限り、破産手続や個人再生手続といった法的倒産手続を取らざるを得ない状況にありました³。

そこで、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、自助努力により生活や事業の再建を支援することを目的として、令和2年10月30日、自然災害による被災者の債務整理

に関するガイドライン研究会により、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』(以下「本特則」といいます。)が取りまとめられ、令和2年12月1日から適用が開始されました。

そこで本稿では、本特則による債務整理の手続について概観したいと思います。

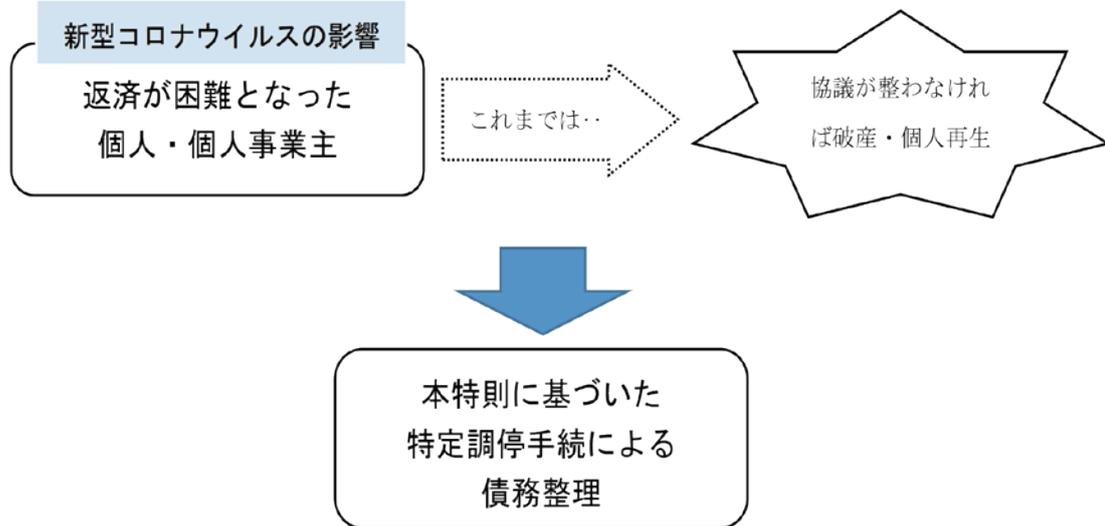
2 本特則の目的は？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「自然災害ガイドライン」といいます。)は、平成29年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害の被災者の方が、破産手続等を取らずに債務の整理を図り、生活や事業の再建を図ることができるように制定されたもので、金融機関等と債務者の方が合意により債務整理を行う場合の自主的、自立的な準則とされています(令和3年4月1日から、東日本大震災の被災者の方も自然災害ガイドラインの対象となりました。)。本特則は、このガイドラインを補完するものとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより住宅ローンや事業性ローン等の本特則における対象債務の弁済に困難を来している個人・個人事業主の方の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として策定されたものです。

1: 首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>)より。

2: 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のホームページ等ご参照(<https://corona.go.jp/action/>)。

3: 経営者の個人保証については、平成26年2月1日から、経営者保証に関するガイドラインの運用が行われており、特定調停手続等を利用した保証債務の整理手続があります。



3 本特則の位置づけとメリットは？

本特則は、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定されたもので、法的拘束力はありません。もともと、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている、債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等の対象債権者は、この準則による債務整理に誠実に協力することとされています。

このような本特則による債務整理の債務者にとってのメリットとしては、主に以下の3点が挙げられます。

① 登録支援専門家の手続支援が無料

本特則による債務整理手続は、弁護士や公認会計士などの「登録支援専門家」の支援のもとで行われますが、その際の費用は国の補助により無償となっています。

② 財産の一部を手元に残すことができる

個別事情によりますが、破産手続における自由財産の考え方を基本として、一定の財産を手元に残すことができます。

③ 個人信用情報として登録されない

本特則に基づき債務整理を行ったことは、破産や個人再生の場合と異なり、個人信用情報として登録されません。

4 本特則の要件や手続は？

紙幅の都合上、本特則の利用の要件や手続を全て詳細にご説明することはできないことから、主な要件とポイントについてご紹介することとします⁴。

(1) 対象債務者

本特則による債務整理の対象債務者は個人の債務者のみ

4: 詳細については、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のHP等をご参照ください(<http://www.dgl.or.jp/covid19/>)。

であり、法人は対象とされません。そして、新型コロナウイルスの影響により支払不能またはそのおそれが生じたことなどが必要となります(本特則5(1))。

本特則では、基準日が令和2年2月1日とされており(本特則3項)、新型コロナウイルスの影響により、収入や個人事業の売上が基準日時点に比べて減少していること、その結果支払不能又はそのおそれが生じていることが必要となります。基準日以前から支払不能であった場合や(基準日前に公租公課の滞納による資産の差押等を受けていた場合は、特段の事情がない限り、基準日以前から支払不能であったものと扱われますので注意が必要です。)、保有する資産が負債の額を上回るような場合(資産超過の場合)には、本特則による債務整理はできません。

また、個人事業主が事業の継続を図りつつ、本特則による債務整理を行うためには、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があることも求められます(本特則5(1)①)。

(2) 対象債権者

本特則による債務整理の対象とされる債権者(対象債権者)は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社、債権回収会社、信用保証協会、農業信用基金協会、保証会社)が原則とされます。

もっとも、本特則に基づく債務整理を行う上で必要なときは、金融機関等以外の債権者を含めることも可能とされています(本特則5(2))。

(3) 対象債務

本特則の対象となる債務は、上記の要件を満たす対象債権者の対象債権者に対する債務であればどのようなものでもよいわけではなく、債務の発生日、債務の内容によって、以下のとおり対象債務が限定されていることにも注意が必要です。

(1) 既往債務

基準日(令和2年2月1日)以前から負担していた債務

(2) 新型コロナウイルス特別貸付等

基準日後、本特則の制定日である令和2年10月30日までに、新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上げ等の減少に対応することを主な目的として、以下のような貸付等を受けたことに起因する債務

- ① 政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
- ③ 民間金融機関における個人向け貸付け

※ 上記①ないし③は例示であり、対象債務に含まれるかは、資金使途が「緊急かつ一時的な生活や事業の維持に必須」という点が目安とされます。

(4) 経済合理性

本特則に基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続などの法的倒産手続と同等額以上の債権の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できることが必要です(自然災害ガイドライン3(1)④、8(2)①ロ、②ロ)。

この「同等額以上」には、同額である場合も含まれ、法的破産手続によっては対象債権者に対する弁済が見込めない場合(清算配当率が0%の場合)に、本特則によって、債権者への弁済額を0とする、いわゆる「ゼロ弁済」の特定調停条項案であっても経済合理性を有することとなります。

ゼロ弁済については、令和3年4月20日の衆議院法務委員会で、金融庁担当官がゼロ弁済もあり得ると明言されていることや、令和2年12月8日付の麻生金融担当大臣談話で、本特則の運用に際し、「自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可

能な限り柔軟な支援に努めること」が求められていますので、これらも説明の上、対象債務者と丁寧に協議を重ねるべきといえます。

5 調停条項案はどのような内容？(5つの類型)

本特則による債務整理を行う場合の特定調停の条項の類型としては以下の5つの類型があります(自然災害ガイドライン8(2)、特則6)。

	類型	内容
①	清算型（換価処分）	資産を換価・処分し、担保権者など優先する債権への弁済後、換価代金の残額を対象債権者に按分弁済する方式。
②	清算型（公正価額返済）	資産の換価・処分に代えて、資産を処分価格で評価した額（公正価額）を対象債権者に按分弁済する方式。
③	将来収益弁済型	将来の継続的又は反復した収入見込みがある場合に、法的倒産手続による回収見込額と同等額以上の金額を分割弁済する方式。 具体的な弁済総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定める。 なお、この類型による調停条項案が作成可能な場合であっても、上記①又は②の類型の調停条項案によることも問題ないとされる。
④	事業継続型	将来の事業収益により、法的倒産手続による回収見込額と同等額以上の金額を分割弁済する方式。
⑤	住宅資金特別条項を含む類型	上記①ないし④の類型に、民事再生法 198 条、199 条に定める住宅資金特別条項を設けた方式。

上記のように、個人を対象債務者は、全対象債権者に対して本特則による債務整理の申出を行った日に保有する資産について、これを換価、処分して弁済することも、また当該財産を公正な価額(処分価額とされています。)で評価し、当該評価額相当額を債権者に弁済することも可能です(上記①、②の清算型類型)。

また、将来安定して給料等の収益が見込める場合、将来の収益から弁済を行うことも可能です(上記③の将来収益弁済型)、このような弁済方法が可能な場合であっても、上述のような清算型の弁済方法を選択することも可能とされています。なお、将来収益弁済型の場合、弁済計画の期間は原則として5年以内となります。

さらに、個人事業主が、事業を継続し、その事業収益によって弁済を行うことも可能です(上記④の事業継続型)。この場

合、十分な自助努力が反映した事業計画を作成しなければならず、事業が赤字の場合は、原則として特定調停の成立から5年以内に黒字化する事業計画を作成することとされています(ただし、事案に応じて、これを超える合理的な期間とすることも認められています)。

そして、本特則により、これらの4つの類型に、民事再生法における、いわゆる住宅資金特別条項を設けることも可能となっており、住宅ローンが残っている住宅を維持しうることとなります。具体的には、本特則による債務整理の申出の時点で、住宅ローンについては期限の利益を喪失していない場合には、上記の申出後も住宅ローンの弁済を継続し、特定調停条項においても住宅ローンの約定通り弁済を継続する内容とすることが可能ですし、期限の利益を喪失している場合に、期限の利益を復活して約定通りの弁済を継続することとしたり、さら

にはリスケジュールをしたりなどの条項を設けることができます(住宅資金特別条項の詳細については割愛します。)

6 手元にはいくら残すことができる？(自由財産)

本特則による債務整理時に対象債務者の手元に残すことができる自由財産については、法的整理における自由財産の考え方を基本とすることとされていますので、原則は99万円までの一定の財産及び差押禁止財産ということになります。もともと、生活の再建に必要な現預金等を留保するといった観点から、個別債務者ごとの事情を十分に勘案することは可能と解されますので、個別の事案における事情を十分勘案し、柔軟に対応することが考えられます。

(99万円枠以外で自由財産として残しうる資産)

- ① 特別定額給付金(一人あたり10万円)
- ② 児童手当の臨時特別給付金(児童一人当たり1万円を上乗せ)
- ③ 持続化給付金(個人事業者は最大100万円)
- ④ 営業時間短縮協力金
- ⑤ その他、生活や事業の再建への必要性の観点から個別事情で勘案

7 会社の保証債務も負っている場合はどうするか？

経営者が会社の債務の保証債務を負っている場合の保証債務の整理については、経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」といいます。)が制定されており、すでに多くの事案で経営者保証ガイドラインを利用した保証債務の整理が行われています。

そして、経営者保証ガイドラインにおける対象債務は、原則として金融機関に対する保証債務とされているものの、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者につい

ては、対象債権者に含めることができるとされており、経営者の固有の債務も含めうるものとされています。

これに対し、自然災害ガイドライン(本特則)も、経営者が負う債務が保証債務であっても、上記4(1)、(3)の要件を満たす限り、対象債務とすることは可能と解されますので、個人が固有の債務と保証債務を両方負担している場合に、いずれのガイドラインを利用すべきかが問題となります。

この点については個別の事案における事情によりますので一概にどちらによるべきということとはできませんが、経営者保証ガイドラインにおいては、早期の会社の事業再生等への着手に対するインセンティブとして、一定の要件の下、破産手続における自由財産相当額以外に、一定期間の生計費や華美でない自宅等を残すことが可能(インセンティブ資産)とされていたり、個人の債務整理手続に着手できる時期が違ったりしますので(自然災害ガイドライン(本特則)では、主たる債務者の債務整理手続の終了後とされているのに対し、経営者保証ガイドラインでは、主たる債務者の債務整理手続の申立時以降であればよいとされています。ただし、インセンティブ資産を残すためには主たる債務者の債務整理手続の終了前の申立てが必要です。)、両ガイドラインの要件や手続、弁済計画の内容の違い等も考慮の上、適切に選択することが必要となります。

8 おわりに

本稿では、新型コロナウイルスの影響により弁済が困難となった個人、個人事業主の債務整理のための新しい手続である、自然災害ガイドラインに関する本特則についてご紹介しました。今後多くの個人の債務者や金融機関等の皆様が、本特則による債務整理の手続の趣旨を踏まえ、同手続が適切に利用されていくことを祈念しています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)